

耕作放棄地への再生可能エネルギーの導入に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年六月十三日

藤末健三

参議院議長 平田健二殿

耕作放棄地への再生可能エネルギーの導入に関する質問主意書

東京電力福島第一原子力発電所の事故を期に、全国の原子力発電所は、大飯原子力発電所三、四号機以外は稼働を停止している。原子力発電所の稼働停止に伴う電力需給の逼迫に対応すべく、再生可能エネルギーなどの代替電源の普及が急がれると考える。

右を踏まえ、以下質問する。

一 農地へのメガソーラー等の再生可能エネルギー導入には、農地法に基づく農地転用の手続きが必要である。耕作放棄地への再生可能エネルギー導入を促進するためにも、手続きの簡素化が必要だと考えるが、手続きの簡素化などに向けた取組は行われているか。もしくは、今後検討するのか。

二 現在、第一種農地における転用は、原則禁止とされているが、長期にわたり耕作放棄された農地や復元が困難な農地など、今後、農地として利用する見込みがない土地に限っては、第一種農地であつても転用ができるようにするべきだと考えるが、政府の今後の方針を示されたい。

右質問する。

